

2011年2月19日日常任理事会承認  
2026年2月3日常任理事会一部改定

## 会員の権利に関する内規

### 1. 正会員

正会員は次の権利を有する。

- ① 総会における議決権
- ② 理事の選挙権および被選挙権、会長の選挙権
  - ただし、改選年度の2年前の年度会費を納入していること。
- ③『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』への投稿
  - ただし、投稿時において当該年度までの会費を納入していること。
- ④ 大会その他の研究会等への出席ならびに発表
  - ただし、大会発表申込にあたっては、5月末日以前に当該年度までの会費を納入していること。
- ⑤ 学会の発行する次の刊行物等の受取
  - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』
  - ii ニュースレター
  - iii 会員名簿 等

### 2. 学生会員

学生会員は次の権利を有する。

- ① 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』への投稿
  - ただし、投稿時において当該年度までの会費を納入していること。
- ② 大会その他の研究会等への出席ならびに発表
  - ただし、大会発表申込にあたっては、5月末日以前に当該年度までの会費を納入していること。
- ③ 学会の発行する次の刊行物等の受取
  - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』
  - ii ニュースレター
  - iii 会員名簿 等

### 3. 名誉会員

- 1) 名誉会員は、本学会会長経験者または本学会のため特別の功労のあった者で、年齢70歳以上の者の中から理事会が推薦し、総会の承認を得る。
- 2) 名誉会員は次の権利を有する。
  - ① 総会における議決権
  - ② 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』への投稿
  - ③ 大会その他の研究会等への出席ならびに発表
  - ④ 学会の発行する次の刊行物等の受取
    - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』

ii ニュースレター

iii 会員名簿 等

#### 4. 団体会員

団体会員は次の権利を有する。

- ① 大会その他の研究会等への出席
- ② 学会の発行する次の刊行物等の受取
  - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』
  - ii ニュースレター
  - iii 会員名簿 等

#### 5. 賛助会員

賛助会員は次の権利を有する。

- ① 大会その他の研究会等への出席
- ② 学会の発行する次の刊行物等の受取
  - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』
  - ii ニュースレター
  - iii 会員名簿 等
- ③ 大会プログラムへの広告掲載

#### 6. 特別会員

特別会員は次の権利を有する。

- ① 総会における議決権
- ② 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』への投稿
  - ただし、投稿時において当該年度までの会費を納入していること。
- ④ 大会その他の研究会等への出席ならびに発表
  - ただし、大会発表申込にあたっては、5月末日以前に当該年度までの会費を納入していること。
- ⑤ 学会の発行する次の刊行物等の受取
  - i 『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』
  - ii ニュースレター
  - iii 会員名簿 等

#### 附則

この内規は、2026年2月3日から実施する。